

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

認証番号 090720 〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775 e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成23年6月増刊号

学び合った2時間

知っ得情報説明会(2011.6.14)

県労保連と共催

6月14日(火)午後1時20分~3時30分、米子 コンベンションセンターにおいて、「服部事務所知 っ得情報説明会」を開催しました。

今年の「説明会」は、鳥取県労働保険事務組合連合会(以下「県労保連」という)との共催ということで、県労保連事務局からも参加されました。



当日は、お忙しい中、58名の方々に参加していただきました。

おかげさまで、楽しい、それでいてしっかり勉強もした集いになったと思います。 業務等の都合で参加いただけなかった方にも、当時の様子が少しでも伝わればと思い、今 号は「特集号」としました。

犠牲者・被災者に心を寄せて

はじめに、当事務所代表の服部富子が、東日本大地震の犠牲者 への追悼・被災者へのお見舞いの言葉を述べ、講演される米子労 働基準監督署西尾署長様や参加者に対し、謝意を表しました。



労働時間管理の重要性

西尾署長様は、最新の冊子「労働関係法のポイント」 を基に、労働時間管理の重要性について説明されました。健診で要精密検査等とされた方の相談窓口等、具 体的なこともお話いただきました。

魅力ある労保連共済

当事務所南雲淳子が「安い掛金で手厚い補償」がキャッチフレーズの労保連共済について説明しました。労働災害被災労働者への「休業中も(労災保険と併せ)平均賃金の100% 補償」等、具体的に話をさせていただきました。

さっそく、問い合わせがありました。

労働保険料1期分納入

当事務所山田一美から、①労働保険料1期分の引き落とし(6月27日)②社会保険算定基礎届(4月~6月(翌月払いの事業所は3月~5月)の給料台帳を、給料計算が終わったらすぐにお願いします)等について、連絡しました。

長時間労働・メンタルヘルス・労働契約等縦横に問答

当事務所所長が、7枚の知っ得問答集を用いて、1時間10分、参加された方々と共に、 考えあい、語り合いました。

問答で取り上げたジャンルは以下 の通りです。

- ① 長時間労働 ②メンタルヘルス
- ② 割增賃金 ④飲酒運転
- ⑤2 社勤務 ⑥採用 ⑦非正規雇用



感謝

皆様の感想を読ませていただき、今年もこの会を開催して、良かったと思っています。 私の話す内容は、この1年間皆さん方と接してきて「これは大切」と切実に思ったこと を元にしています。今年は「労働時間管理の重要性」が大切と考え、それを軸に組み立て ました。少しでも皆様の参考になったならば幸いです。

社会保険分野の要望も強いので、次回は、そちらにも時間をもっと割く必要があるかもしれません。

私どもは、皆様から学び、皆様と学び合うそういう事務所でありたいと思います。

皆様にはできるだけ知って賢くなっていただく、その分当事務所所員も負けずに勉強していく、そういう事務所でありたいと思います。

ありがとうございます。

寄せられた感想より

(一部割愛させて頂いています。申し訳ありません)

★たくさんの事例と、()抜きの資料、大変おもしろかったです。又、楽しく拝聴させて頂きました。

トラブルは今の所ありませんが、今後の参考に、とても勉強になりました。

★年金のことですが、めまぐるしく変わっていって、ついていけません!土曜日朝、みの もんたさんの番組の年金紙芝居をよく見るのですが、知らないということは、とても恐 ろしい事だと感じています。

事例をあげて、また説明会宜しくお願いします!楽しみにしてます!

★本日はありがとうございます。

『知っ得説明会』に今迄数回出席させていただいていますが、一社の主催なのにいつも 満席になり服部さんて大したもんだなーと感心しております。そして飲物ケーキ付のア イディアとてもすばらしいですね。

ところでケーキをいただき満腹になり、コックンコックンあっいけない、重要な話だ、 目をパチパチ、後ろではカメラマンさんが見ておられるかもしれない、前を見なくちゃ 一、(横断幕の絵)前を見るとあじさいの上にでんでん虫が乗っている。葉っぱの裏とか、

くきではよく見かけるけど花の上にのっている。まあ一花だろうが 葉っぱだろうがそれはでんでん虫の勝手でどうでもいい事だ……と。 そのうちに、(服部さんが) たった一行の問題の説明を始められま した。そして、やっと目がさめました。



(中略)

又、「36 協定」について。さぶろく= $3\times6=18$ かと思っていたら、労働基準法 36 条の事。 おかげさまで知りました。

ありがとうございました。

★今回も昨年同様、設問形式の説明で大変わかりやすかったです。

労働契約に関する法律を少しずつ学ばせて頂いています。

これから年金制度を含め色々と変わってくると思います。その都度「知っ得説明会」でより確かな知識を得ることができればと思います。

ありがとうございました。

★いつも楽しみに参加しています。

何回も出させてもらっているせいか、知っ得問答の空欄を自分で埋めれる部分が増えて きたように思います。

法律を知ることは、日々の業務に不可欠なので、今後も期待しています。実際の判例なども含めて話して下さるので、初めての参加者の方にもわかりやすいと思います。 労保連共済については、役員部分について問い合わせを後日させていただきます。 おいしいケーキとお茶でくつろぎながら、お話を聞かせていただきました。

- ★本日はお招きいただきましてありがとうございました。
 - 6月のこの時期ドタバタの中で、米子へ訪れたところでしたが、本当に来てよかったです。

みんなで考えて同じ情報を共有する場があるというのは、大変ありがたいことです。 私も、皆さんと同じように、大事なことは何度でも学びたいと思います。

- ★具体的事例、判例にもとづき説明され、おもしろかったです 全員参加型のセミナーであり、とてもよかったです
- ★いつもお世話になります。

本日は途中帰り申し訳ありません。

今後ともよろしくお願いします。

知っ得問答での回答を後日教えてください(FAXでも良いです)

- ★「知っ得」は、いつもながら勉強になりました。 もっと法律を知らないといけないと思いました。
- ★具体的事例が聞けるので楽しみにしている。

今後も案内をお願いしたい。

欲をいうと、もう少し具体的事例を聞きたかったが、この時間(1 時間程度)ではむずか しいか。 ★労働時間については、現在仕事をしている会社でも問題になっている事で、とても勉強になりました。色々なきまりについては理解はしていますが、会社の事情などなどあり、きちんとすることが出来ないのが現状です。従業員の立場になれば、気の毒な気持ちもありますが、会社の状態等もよくないため……(涙)

退職したにもかかわらず呼んでいただき感謝しています。ありがとうございました。 所長さんのおはなしも、聞きやすく楽しかったです。

職員のみなさま、お体大切にがんばってください。

HPもたまに見ています。

今日はごちそう様でした。ありがとうございました。

★プリントと冊子を使ってわかりやすく説明してもらってわかりやすかったです ケーキおいしかったです

雇用契約書と就業規則の大事さを改めて実感した

- ★特に医療、介護、年金、税はどうなるがよかった
- ★知っ得問答が楽しく聞けて良かったです。

勉強になりました。

でも…教えていただいた答えの漢字が浮かばず考えているうちに、進んでいってしまったので、ホワイトボードに書いていただきたかったなぁと思いました。

★不景気の影響を受けて、残業時間が多くなったり、過度な仕事をする事によって、うつ病になりそれから自殺するに到ったり、事故を起こしたりということが増えているんですね。それにともなって事業主の責任も重くなってくるので、常に、従業員一人一人に目をくばらないといけませんね。

年々、知っ得情報が増えて、とても勉強になります。例題をまじえてなのでわかりやすいです。

ありがとうございました。

★ 今日、初めて参加させていただき ました。

服部さんの話、わかりやすかったです 私もこれからの業務の参考とさせ ていただきます。

本日はありがとうございました。



★今回2回目の参加です。

監督署長さんの話もよくわかり(長さも30分位でちょうど良かった)ました。 服部所長さんの話はリズムがあり、テンポも良く、たいくつしませんでした。 南雲さんの説明は、とてもわかりやすく、こちらの方が勉強させていただきました。 ありがとうございました。

★労働契約に関する法律を少しずつ学ばせて頂いています。

これから年金制度を含め色々と変わってくると思います。またこのような説明会で、より確かな知識を得ることができればと思います。

ありがとうございました。

- ★冷房がききすぎて寒かった(年寄りには足が冷えて辛かった)
- ★色々な助成金等の情報が欲しいです(雇用等に関する)
- ★毎回ご案内頂きありがとうございます

知っ得問答は、後ろに回答集をつけて頂いた方がいいと思います 法の主旨(精神)についての説明(解説)が欲しい 試用期間について知りたい

- ★話が具体的でわかりやすかった 労働関係法についての学習の場を別に設けてほしい
- ★「知っ得」は、いつもながら勉強になりました。 もっと法律を知らないといけないと思いました。
- ★説明の時間…なんとも言えませんが、最後の原発問題はもう少し時間をとったほうが良かったかなと思います

今後もこの説明会を続けてほしいです。

色々資料をいただくので助かります。

所長の話は楽しく聞けます。これからもよろしく!